

○「平成30年度 甲府市立地適正化計画策定業務委託」の一般競争入札に関する質問書への回答

平成30年4月23日

質問番号	該当資料名	該当項目	質問内容	回答
1	—	—	立地適正化計画(骨子)の策定スケジュール及び各種会議の開催時期についてご教示いただきたい。	立地適正化計画(骨子)の策定スケジュールは履行期限内で受託者が必要な事項を検討立案し業務計画書を作成してください。 特記仕様書第10条(10)における主な各種会議は、おおむね次の時期を想定しています。 ・甲府市都市計画審議会 6月下旬、9月下旬、2月中旬 ・庁内検討会議 2月中旬、3月中旬
2	—	—	今年度、パブリックコメントや住民説明会等は予定されているか。それらへの対応は今回の業務に含まれないという理解でよいか。	設計書には、パブリックコメントや住民説明会等は含まれていませんが、受託者が骨子策定に必要な事項を検討立案し業務計画書を作成してください。
3	特記仕様書	第10条	(仮称)甲府市地域公共交通網形成計画の策定スケジュールについてご教示いただきたい。	甲府市告示第166号(仮称)甲府市地域公共交通網形成計画策定業務委託等が公告しておりますので確認してください。
4	特記仕様書	第10条(2)	平成29年度の業務における分析や抽出した課題の精査、追加又は修正の作業について、どの程度の作業期間、作業ボリュームを見込まれているのかご教示いただきたい。	実効性のある甲府市の立地適正化計画を策定するためには、各種会議などにおいて、分析や抽出した課題の精査、追加又は修正の作業は、常に必要であり重要だと考えています。
5	特記仕様書	第10条(10)	都市計画審議会専門委員会における事前・事後の打合せについて、専門委員の人数についてご教示いただきたい。また、事前・事後とは都市計画審議会の事前・事後という理解でよいか。打合せは委員個別に行うのか、それとも会議形式で行うのか。打合せ回数は事前・事後で合わせて6回程度という理解でよいか。	専門委員の人数は、5名程度を想定していますが、特記仕様書第10条(10)に記載してある都市計画分野の専門委員は、1名程度を想定しており、個別に行う予定です。 都市計画審議会の事前・事後に、計6回程度を想定しています。
6	特記仕様書	第10条(10)	庁内検討会議等について、建設担当副市長(随時)、建設部長(随時)の「随時」とは、何回程度を想定されているかご教示いただきたい。また、庁内各種検会議の「各種」の具体及び会議の人数についてご教示いただきたい。会議回数は合わせて2回程度という理解でよいか。また、庁内検討会議等への受託者の参加は不要という理解でよいか。	建設担当副市長及び建設部長の会議は、都市計画審議会を含めた各種会議前に最低各2回以上を想定しています。 主な庁内各種検会議は、両副市長及び関係部長が構成員の会議15名程度(事務局は含まない)、関係室長及び課長が構成員の会議30名程度(事務局は含まない)を少なくとも各1回想定していますが、受託者が骨子策定に必要な事項を検討立案してください。受託者は、庁内検討会議への参加以外の運営支援を基本とします。
7	特記仕様書	第10条(11) 第11条	打合せ協議について、管理技術者・照査技術者については、着手時、中間時1回、納品時の3回の打合せ協議に同席するという理解でよいか。	特記仕様書第10条(11)に打合せ協議6回と記載があることから、着手時1回・業務等の区切り4回・完成時1回となり、担当技術者・管理技術者・照査技術者と監督員は打合せを行うものと特記仕様書第11条に記載してあります。